

SOFTIC

NEWS

～事務局だより～

財団法人 ソフトウェア情報センター

目 次

1. 新しい年を迎え新たな展開へ 理事長 安西 邦夫…………… 1	4. ソフトウェアの知的財産権入門講座開催中…………… 5
2. 年頭所感 情報処理振興課 課長 嶋田 隆…………… 2 文化庁長官官房著作権課 課長 吉川 晃…………… 2 特許庁電子情報管理室 室長 小林 明…………… 3	5. SOFTICセミナー開催報告…………… 5 6. ソフトウェア・エスクロウのご案内…………… 6 7. プログラム著作物登録の申請状況…………… 7 8. プログラム著作物の登録制度のご案内…………… 7 (賛助会員/SLN会員募集) …………… 8
3. 第12回SOFTIC国際シンポジウム開催報告…………… 4	

1. 新しい年を迎え新たな展開へ



財団法人 ソフトウェア情報センター
理事長 安西 邦夫

新年明けましておめでとうございます。

当財団は、高度情報社会が進展する中で、時代の要請に即応あるいは先行してソフトウェア等の権利保護、流通・利用促進に関わる情報発信基地としての役割を果たしてまいりました。

わが国では2001年に「e-Japan戦略」を決定して以来、政府主導の下、着実にIT基盤の整備が進められてきました。昨年、政府において決定されました「e-Japan戦略II」では、このIT基盤の上にITを利活用することによって、「元気・安心・感動・便利」な社会の実現を目指すことが戦略の中心となっております。

当財団では、このような動きに対応して、内外の情報収集及び調査研究を進めると共に、適

時セミナーを開催することにより情報提供を行ってまいりました。また、「ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー」の表彰、特許庁コンピュータソフトウェアデータベースのための電子化情報作成事業、プログラム著作物の登録事務等を着実に実施いたしました。さらに、昨年11月には第12回SOFTIC国際シンポジウムを開催し、情報システム構築の選択肢として注目され、ビジネス展開も期待されるオープンソースソフトウェアについてビジネス上の課題、ライセンス上の法的問題等について、内外の有識者、専門家による発表や情報交換が活発に行われました。

IT利活用の高度化のためには、知的財産権が適正に保護されたソフトウェア等情報財が円滑に流通し、それらが公正かつ容易に利用できる環境を整備する必要があります。私ども財団としては昨今の厳しい環境の中で経営努力をしつつ、積極的に対応してまいり所存でございます。本年も皆様方からの格別のご支援ご協力をお願い申し上げます。

2. 年頭所感



経済産業省商務情報政策局
情報処理振興課

課長 嶋田 隆

平成16年の新春を迎え、謹んでお慶びの言葉を申し上げます。

貴センターにおかれましては、ソフトウェアに係る幅広い調査研究事業、ソフトウェアプロダクトの表彰といったソフトウェアプロダクトの流通促進事業、プログラム著作物登録事業、ソフトウェア関連技術に係る情報収集に尽力され、特に法的保護の面では、セミナー、国際シンポジウムの開催を通じてその成果を内外関係者に広く還元され、国際的にも評価を確立されております。この場を借りてこれまでの関係各位のご尽力に御礼申し上げます。

さて、情報サービス産業は、あらゆる産業の付加価値の基盤を支える産業であり、経済産業省としても情報サービス産業はもちろん、我が国経済全体の競争力を強化するという観点から、その体質強化に向けた取り組みを行っているところです。

先ず、IT人材の育成です。情報サービス産業における人材投資は、製造業における設備投資に相当し、ITプロフェッショナルの効果的な育成が重要な課題となっております。そのため、一昨年に策定、公表した、ITサービスの提供に必要な実務能力を体系

化した指標であるITスキル標準の普及・啓蒙に向け、昨年7月にIPA内にITスキル標準センターを設置したところであります。また、今後は効果的な人材育成基盤の確立を目指し、教育訓練の有効性を客観的に評価する指標の策定を行います。

次に、ソフトウェア・エンジニアリングの実践の強化です。ソフトウェアの開発は、規模が巨大化、複雑化する一方で、納期短縮やコストダウンの圧力が強まっております。そういった中、ソフトウェアの不具合を原因とするトラブルも散見されます。そのため、ソフトウェア開発の高品質・高信頼・高生産性を確保すべく、産学の実践的な連携拠点であるソフトウェア・エンジニアリング・センター（SEC）の創設に向け、尽力して参ります。

また、情報サービス産業の成長の牽引役である中小ITベンチャー企業を育成するため、優れた技術シーズを有する中小ITベンチャー企業に対して、市場を見据えたソフトウェア製品の商品化及び事業化のための支援を行う等、日本経済全体の競争力の核となる情報サービス産業に対し総合的な支援を行ってまいります。

これらの取り組みを通じて、我が国情報サービス産業の発展に寄与することができれば幸いです。最後になりましたが、平成16年が財団法人ソフトウェア情報センター並びに賛助会員の皆様にとってよりよい年になることを祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



文化庁
長官官房著作権課

課長 吉川 晃

新年、明けましておめでとうございます。

貴センターにおかれましては、日頃から、ソフトウェアに関する普及啓発や調査研究の充実を図るため、国際シンポジウムの開催、権利保護に関する調査研究、各種セミナーの開催など、幅広い活動を実施されております。また、プログラムの著作物の登録については、文化庁の指定登録機関として法令に基づき適切に事務を遂行していただいております。

文化庁としましても、貴センターのこのような活

動に心から感謝を申し上げますとともに、デジタル化時代に対応して、プログラムの著作物の登録申請をCD-Rでも行えるよう、早急に対応してゆきたいと考えております。

我が国のソフトウェアをはじめとする様々なコンテンツは、国内のみならず、国外においても高く評価されており、我が国の国際競争力の強化と経済の活性化の観点から、これらの優れた知的財産の適切な保護と活用を図り、コンテンツの創造を支援する環境の整備が大きな課題とされています。

文化庁としては、このような課題に対応するため、本年1月に出された文化審議会著作権分科会の提言も踏まえ、以下の施策を展開していくこととしております。

まず、「著作権制度の整備」と「司法救済制度の充実」についてです。我が国の法制度は、数次に渡る

法改正の結果、国際的に見ても最高水準の制度になっておりますが、より一層充実した制度とするため、書籍等の貸与に係る暫定措置の廃止、罰則の強化等を内容とする著作権法改正に向けた準備を進めております。

次に、「円滑な流通の促進」に係る施策ですが、我が国の曖昧な契約慣行が著作物等の二次利用の促進を妨げていると言われておりますが、著作権に係る標準的な契約書式の開発やITを活用した契約システムの実証実験などを通じ、契約システムの整備の支援を進めていくこととしております。

また、「著作権教育の充実」に関しては、同分科会より、今後の著作権教育を充実するために文化庁が実施すべき6つの重要な視点について提言をいただ

いたところであり、この提言の内容に沿って、より一層著作権教育の充実に努めていくこととしております。

最後に、「国際的課題への対応」ですが、WIPOで検討されている放送に関する新条約の策定などについて積極的な役割を果たすとともに、アジアにおける海賊版対策についても、引き続き取り組んでいくこととしております。

貴センターにおかれましても、このような時代の流れを踏まえ、引き続き事業の充実に努められることを期待しております。

最後に、貴センターの益々の御発展をお祈りいたしまして、年頭の挨拶といたします。



特許庁
電子情報管理室
室長 小林 明

新年明けまして、おめでとうございます。

昨今の知的財産に関する動きをしてみると、我が国産業の国際競争力を強化し、経済を活性化していくために、研究活動や創造活動の成果を知的財産として戦略的に保護・活用していくことが重要であるとの認識から、一昨年3月、知的財産戦略会議が立ち上げられ、同7月には、知的財産戦略大綱が策定されました。さらに昨年3月、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、知的財産戦略本部が設置され、同7月に知的財産立国の実現に向け知的財産推進計画が策定されました。この間、特許庁では、迅速かつ的確な審査を実現し、我が国の特許制度が産業競争力の強化に資するものとなるように特許戦略計画を取りまとめ、さらに本年、これらの計画を積極的に推し進めるべく特許審査迅速化法案（仮称）を次期通常国会へ提出する予定です。

迅速かつ的確な特許審査を着実に進めていくためには、その前提として、質の高い先行技術文献調査が不可欠です。そして、質の高い先行技術調査を実現するためには、技術文献の蓄積の充実と、必要な情報にすばやくアクセスできるための精度の高い検索キーの作成が欠かせません。特に、IT時代になり開発競争が激化しているソフトウェア関連技術の分野においては、コンピュータソフトウェアマニユ

アル、単行本、雑誌、学会論文誌、企業技報等にも有用な技術情報が記載されていることが多く、審査官がこれらの文献を引用する割合も高くなっております。

財団法人ソフトウェア情報センター(SOFTIC)におかれましては、これらの文献の幅広い収集に加えて、収集した文献それぞれに対して、検索キーとしてコンピュータソフトウェアターム(CSターム)の付与やフリーワード抽出等多角的に解析したコンピュータソフトウェアデータベース(CSDB)構築のための電子化情報の作成についてご協力を頂いているところで、まさにソフトウェア関連技術分野の審査基盤整備の中核を担って頂いております。

このCSDBは非常に有用なデータベースですので、一般公開してほしいという多くのご意見が特許庁に寄せられておりました。そこでCSDB検討委員会(事務局：SOFTIC)における検討を踏まえ、昨年より、CSDBの書誌的事項を特許電子図書館(IPDL)によって公開し、また、整理標準化データとして提供させて頂きました。そして、一次文献等についても、今後収集される文献を対象に著作物利用許諾が得られたものについては、順次、公開及び提供していく予定です。

この場を借りて、関係各位のご尽力に感謝を申し上げますとともに、引き続き、質の高いデータベースの構築にご協力頂きますようお願い申し上げます。

最後に、SOFTICのますますのご発展と、皆様方のご健勝を祈念いたしまして、新年のお祝いの言葉とさせていただきます。

3. 第12回SOFTIC国際シンポジウム開催報告

SOFTICでは、現在注目されているオープンソースソフトウェアについて、そのビジネスと法的問題に関する国際シンポジウムを開催した。概要は以下のとおり。

○開催日：平成15年11月19日

○場 所：東京プリンスホテル「マグノリアホール」

○参加者数：パネリスト等を含め230名

○概 要：

(1) テーマ：オープンソースソフトウェアのビジネスと法的問題

(2) 〔基調講演〕「トロンプロジェクトとオープンソースソフトウェア」

高田広章（名古屋大学 大学院情報科学研究科教授）

〔講演（OSSビジネスの各立場から）〕

- ・アプリケーション開発の立場から：大熊但由（オモイカネ㈱代表取締役社長）
- ・ディストリビュータの立場から：Jason B. Wacha（米国モンタビスタソフトウェア社 バイスプレジデント）
- ・商用ソフトビジネスの立場から：古川享（米国マイクロソフト社 アドバンスト・ストラテジー&

ポリシー担当バイスプレジデント）
〔パネルディスカッション（GPLに関する法的問題を中心に）〕

- ・GPLの概要説明及び問題提起
- ・静的／動的リンク、ライブラリー、ドライバー等に関する技術的説明
- ・準拠法及び契約問題（契約か否か、保証／責任等）
- ・GPLの適用範囲—派生的著作物の問題に関する討論

〔モデレーター、パネリスト〕

小川憲久 弁護士、SOFTIC主任研究員

岡村久道 弁護士

中島達夫 早稲田大学教授、日本エンベデッドリ
ナックスコンソーシアム会長

高田広章 名古屋大学教授

水谷直樹 弁護士、SOFTIC主任研究員

宮下佳之 弁護士

Thomas Hoeren ミュンスター大学教授

Lawrence E. Rosen OSIジェネラル・カウンセ
ル

Jason B. Wacha 米国モンタビスタソフトウ
ェア社 バイスプレジデント

Jane K. Winn ワシントン大学教授

※当日配布のコースブックの若干の余部があります。
購入（一冊5,250円）ご希望の方は事務局までご
連絡下さい。



4. ソフトウェアの知的財産権入門講座〈Bコース〉開催中！

現在標記講座を開催中です。来年度も同様の講座（Aコース、短期コース、Bコース）を開講する予定です。

— カリキュラム —

※ 実務的かつ高度な講義内容。講師は第一線でご活躍の先生ぞろいです。

	開催日	講義タイトル	講師（敬称略）
第1回	2004年 1月21日(水)	ソフトウェアの著作権侵害事例 ：主な日米の判例の解説を中心に	梶山 敬士 (弁護士)
第2回	1月28日(水)	ソフトウェア契約をめぐる法的トラブル ：各種ソフトウェア取引のトラブル事例の法的検討	吉田 正夫 (弁護士)
第3回	2月12日(水)	ソフトウェア特許の侵害論 ：ビジネス方法特許、ネットワークの利用と権利侵害等	水谷 直樹 (弁護士)
第4回	2月25日(水)	不正競争防止法の解説 ：営業秘密、技術的制限手段等	小川 憲久 (弁護士)
第5回	3月10日(水)	関連する諸問題 ：知的財産権と独占禁止法	大澤 恒夫 (弁護士)
第6回	3月17日(水)	パブリシティの権利 ：氏名、肖像、物及び契約	龍村 全 (弁護士)

※ 財団法人ソフトウェア情報センターは、第二東京弁護士会の外部研修実施団体として、同会の認定を受けており、本講座はその対象となります。

お申し込み・お問い合わせ

（財）ソフトウェア情報センター／入門講座係

E-mail：nyumon@softic.or.jp

Web：http://www.softic.or.jp/nyumon/nyumon2003.htm

5. SOFTICセミナー開催報告

○ALAI/SOFTIC共同セミナー「情報社会における創作者の権利の保護」研究会

開催日時：平成15年12月8日(月)18：30～20：10

会場：専修大学7号館731番教室

参加者：約30名

本年9月にハンガリーで開催されたALAI（国際著作権法学会）2003年ブダペスト大会の内容を、ALAI会員、SOFTIC賛助会員に報告することを目的として開催されました。平成13年9月に開催したALAI/SOFTIC共同セミナーの第2弾として、

ALAI日本支部と共同で開催したものです。小川憲久先生（SOFTIC主任研究員／弁護士）、山本隆司先生（ALAI日本支部監査役／弁護士）、野方英樹氏（ALAI日本支部会員）、増山周氏（ALAI日本支部会員）を講師に迎え、今大会の議論の総括、情報社会における権利制限規定へのアプローチ、技術的コントロールとデジタルネットワークにおける保護対象物の流通、実演家の権利保護についてご報告いただきました。ALAI大会における最先端の議論の内容を知ることができ、意義深い報告会となったものと思われま。

6. ソフトウェア・エスクロウのご案内

●ソフトウェア・エスクロウとは？

ライセンスを受けていたソフトウェア提供者（ライセンサー）が倒産して、ライセンサーの所在やソース・コード、関連のドキュメント類が分からなくなってしまってメンテナンスができず、結局、長期にわたって蓄積したデータを放棄せざるを得なくなってしまうというようなご経験がありませんか？

欧米諸国には、このような場合に備えてソフトウェア・エスクロウという制度があります。この制度は、ライセンサー・ライセンシーが、ソフトウェア取引を開始するにあたって、そのソースコードや技術情報等を第三者（エスクロウ・エージェント）に預託しておき、ライセンサーに事故等があった場合、エスクロウ・エージェントが予め定められている一定の条件（開示条件）の下でそのソースコード等をライセンシーに開示することにより（逆に、その開示条件が成立しなければ、当該預託物が開示されることはありません。）、ライセンシーの保護を図る制度です。

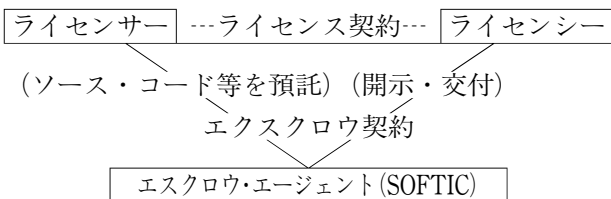
欧米では既に、10年ほど前からこのソフトウェア・エスクロウ制度が機能しており、アメリカでは民間の会社等が、イギリスでは公的民間機関と民間の会社が、フランスはソフトウェア産業が母体の公益社団がエスクロウ・エージェントとして活動しています。そして、ソフトウェア産業の信用度を高めるとともに、ソフトウェア取引の付加価値という観点から本制度が定着してきております。

これに対して、わが国にはこのような制度は存在しないため、例えば、海外ユーザーとソフトウェア取引を行なう場合に、当該ユーザーの要求により、その海外ユーザーの国のエスクロウ・エージェントにわざわざ出向いて預託しているケースが多いと言われております。

このような背景の下、97年7月1日よりSOFTICが日本におけるエスクロウ・エージェントとして業務を開始いたしました。

ソフトウェア・エスクロウの契約形態は下図のとおりです。

《契約形態》



●メリットは？

- ライセンシーにとって：
 - ・万が一、ライセンサーの倒産あるいは災害等

によりメンテナンス等が受けられない場合、エスクロウ契約に従い預託物として保管されているソース・コードや技術者情報等により、メンテナンスの確保や使用継続がより実現しやすくなる。

- ライセンサーにとって：

- ・エスクロウの利用により、ユーザーに対し当該ソフトウェアの安定的な使用確保等をセールス・ポイントの一つとすることができる。

●どのような手続が必要？

大まかには以下のような手順の手続になります。

- ①ソフトウェア提供者とユーザー間で、エスクロウ利用の合意（ライセンス契約書中にその旨明記されることが望ましい。）
- ②ソフトウェア・エスクロウ契約の申込を受けて、SOFTICから契約書式等必要な書類を交付。
- ③「新規契約手数料」をSOFTIC所定の口座に振込む。
- ④手数料の振込確認後、契約日、預託物受入日を設定。
- ⑤ライセンサー・ライセンシーによる預託物（FD、CD-ROM、CD-R、ドキュメント類等）の封印。
- ⑥ソフトウェア・エスクロウ契約の締結、預託物の受入。

●料金は？

- ①新規契約手数料：1件につき14万円／年（一般）
12万円／年（会員）
- ②契約更新手数料：1件につき12万円／年（一般）
10万円／年（会員）
- ③その他の手数料
 - ・保管状況確認報告書手数料 500円／回（いずれも消費税込み）

●その他

- バージョンアップ版については、新規の契約となります。
- エスクロウの契約期間は1年間で、その後は、1年単位での更新。更新の場合は、「更新手数料」の支払をいただくことになります。
- 対象とする預託物の書類（媒体）は、FD、CD-ROM、CD-R等の磁気又は光学媒体及び紙ベースのドキュメント書類です。

【問合・申込先】

〒105-0001東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
（勤）ソフトウェア情報センター エスクロウ担当
まで

電話03-3437-3071、ファクシミリ03-3437-3398

E-mail escrow@softic.or.jp

財団法人ソフトウェア情報センター

7. プログラム著作物登録の申請状況

財団法人ソフトウェア情報センター
平成15年12月31日現在

1. 登録の種類別申請件数

登録の種類／年度	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	(*) H15	累計
創作年月日の登録	473	456	521	531	510	542	554	505	489	501	441	372	360	321	369	438	217	7,600
第一発行年月日の登録	26	14	17	5	4	9	5	12	2	11	9	8	16	15	5	3	1	162
第一公表年月日の登録	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	3
実名の登録	4	1	1	1	1	1	1	3	0	0	0	0	0	5	0	0	0	18
著作権の登録	30	28	42	36	38	48	42	52	41	50	55	96	99	128	90	136	125	1,136
著作権譲渡 (根) 質権の設定・ 抹消・変更	30	28	41	35	27	44	40	49	38	43	44	71	59	72	35	67	59	782
変更・更正	0	0	0	0	11	2	0	1	0	1	1	3	6	9	18	29	42	123
嘱託(譲渡・差押等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	6	0	0	2	0	12
合計(*)	533	499	581	573	553	600	602	572	532	562	505	476	475	469	466	577	344	8,919

2. プログラム分類別申請件数

分類／年度	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	(*) H15	累計
システムプログラム	154	100	173	179	111	122	101	112	86	89	91	75	57	38	50	38	27	1,603
汎用アプリケーション プログラム	140	156	192	196	193	176	210	172	198	168	166	125	90	100	81	108	82	2,553
特定用途向アプリ ケーションプログラム	227	234	213	184	228	281	276	258	236	279	218	215	253	223	270	321	143	4,059
合計(*)	521	490	578	559	532	579	587	542	520	536	475	415	400	361	401	467	252	8,215

(*1) 平成15年度は、4月～12月の件数です。

(*2) プログラム分類別申請件数では同一プログラムに係る申請を1件として計算しているため、登録の種類別申請件数の計とプログラム分類別申請件数の計は異なる値となる。

8. プログラム著作物の登録制度のご案内

コンピュータ・プログラムは、プログラム著作物として「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づき登録することができます。

財団法人ソフトウェア情報センターは、昭和62年に文化庁より登録機関として指定され、プログラム著作物の登録を実施しています。

※ 法律に基づき、プログラム著作物の登録を行っている機関は他にはございません。

民間企業等が行っている登録とはまったく関係ございませんのでご注意ください。

★登録の種類及び効果は次のとおりです。

(1) 創作年月日の登録 (法第76条の2)

- ・プログラム著作物の創作年月日(プログラムが完成した日)を登録するものです。
- ・公表、未公表にかかわらず登録できます。ただし、この登録を受けるためには、創作後6ヶ月以内に申請しなければなりません。
- ・著作者のみ申請することができます。

効果：登録した年月日に創作があったものと推定され、関連紛争処理を有利に進めるのに役立ちます。

(2) 第一発行年月日の登録 又は 第一公表年月日の登録 (法第76条)

- ・発行(公表)された著作物について、その第一発行(公表)年月日を登録するものです。
- ・古いプログラムでも販売や、公衆送信(あるいは送信可能化)されていれば登録できます。
- ・著作権者又は無名、変名(ペンネーム等)で公表された著作物の発行者が申請できます。

効果：登録した年月日に第一発行（公表）されたものと推定され、関連紛争処理を有利に進めるのに役立ちます。

(3)著作権の登録（法第77条）

- ・著作権に関する権利の変動を登録するものです。
- ・著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することはできません。
- ・登録権利者及び登録義務者が共同で申請します。ただし、登録義務者の承諾書が添付されているときは、登録権利者だけで単独申請できます。

効果：譲渡契約により著作権の移転があった場合や著作権を目的とする質権設定契約が行われた場合に、登録をすることによって第三者対抗要件が得られます。また、登録することによりプログラム著作物を担保として融資が受け易くなります。

(4)実名の登録（法第75条）

- ・無名または変名で公表された著作物について、その著作者の実名を登録します。
- ・現にその著作権を有するかどうかに問わず実名の登録を受けることができます。
- ・著作者又は著作者の遺言により指定された者が申請できます。

効果：実名が登録された者はその著作物の著作者と推定されます。著作者が個人の場合は、登録をすることによって、保護期間が死後50年に延長されます。

★登録申請時に必要なものは次のものです。

1. 申請書
2. 明細書
3. プログラム著作物の複製物（マイクロフィッシュ）
4. 登録手数料3万円（振込）
5. 登録免許税（収入印紙）
6. 代表者資格証明書（法人の場合）

★詳しくお知りになりたい方は『登録の手引』（1,500円）を登録部まで、ご注文下さい。
ホームページからのオンライン注文もできます。

SOFTiC賛助会員へのおさそい

当財団では、幅広く各層からご支援をいただき、諸事業の展開を図っておりますが、今後より一層の拡充、強化するため、賛助会員を募集しております。

お知り合いの法人・個人の方々をぜひおさそい下さい。

資料請求は事務局まで

SOFTiC NEWS 2004年1月 (No.38)
発行 財団法人ソフトウェア情報センター
SOFTWARE INFORMATION CENTER (SOFTiC)
発行人 山地 克郎
問い合わせ先 事務局 橋爪、島崎
〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
TEL (03) 3437-3071 FAX (03) 3437-3398
Web Site : <http://www.softic.or.jp/> E-mail : staff@softic.or.jp